

妥当性評価証明書
日本航空株式会社
JAL Corporate SAF Program

一般財団法人日本海事協会(以下「当会」という)は、日本航空株式会社(本社所在地:東京都品川区東品川二丁目4番11号 野村不動産天王洲ビル、以下「申請者」という)からの申請に基づき、“JAL Corporate SAF Program”における、Sustainable Aviation Fuel (SAF) 使用によるCO₂削減量の算定方法、対象顧客への配分方法及びCO₂削減量の二重計上及び過剰配分を防止するSAF在庫管理方法について、その妥当性を審査した。

検証業務の範囲: 申請者の提供する“JAL Corporate SAF Program”における、SAF使用によるCO₂削減量に関する算定方法、対象顧客への配分方法の適用、その証跡について検証を行う。さらに申請者が調達したSAFについては、二重オフセットにならないように適切に割り当てられ、割当量超過等の不具合が起きないように適切に管理されていることを、一連のプロセスを通じて審査する。

適用規格及び参考文献 (全て本声明書の発行期日時点での最新版を適用)

- 1) ISO 14064-3:2019 年版 (JIS Q 14064-3 2023 年版)
- 2) ISO 22095:2020 Chain of custody - General terminology and models
- 3) International Civil Aviation Organization's International Standards and Recommended Practices, Annex 16 to the Convention on International Civil Aviation, Environmental Protection - Volume IV, Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation (CORSIA), 2nd edition, 2023
- 4) IATA Recommended Practice -RP 1726 - Passenger CO₂ Calculation Methodology
- 5) IATA Recommended Practice -RP 1678 - Cargo CO₂ Calculation Methodology

保証水準と重要性: 限定的保証水準(重要性の閾値は検証員による専門的判断)

検証手続: 当会の検証は、“JAL Corporate SAF Program”における、SAF使用によるCO₂削減量の算定方法・顧客への配分方法及び同プログラムにおける調達から販売までの一連のプロセスについて、上記の適用規格及び参考文献に基づき実施された。

データの管理責任:

申請者は、開示されたデータ及び情報管理の効果的な内部統制の維持に対して責任を有する。また、当会の責任は、申請者との契約に従い、申請者の提供する“JAL Corporate SAF Program”におけるSAF使用によるCO₂削減量の算定、対象顧客への配分方法の適用、SAF調達から販売までの一連のプロセスに対する審査業務を実施することである。同プログラムに対する算定方法及びシステム管理は、最終的に申請者に承認され、引き続き申請者の責任の下にある。

意見表明:

無限定適正意見

本会は、審査の結果において、申請者の提供する“JAL Corporate SAF Program”の算定方法及びシステム管理が、準拠すべき報告規準に従って適切に作成されていないことを示す事項は、重要な点において認められなかった。又、CO₂削減量の二重計上、対象顧客へのCO₂削減量の過剰配分についても重要な点において認められなかった。尚、当会と申請者の間において利害相反は無い。

一般財団法人 日本海事協会
認証部 部長

柳瀬 啓

柳瀬 啓

2024年3月6日

一般財団法人 日本海事協会
認証部 GHG 主任検証員

Nael AOUN

Nael AOUN